

※外国につながるのある児童・生徒への日本語教育について

今回の調査では、日本語教育の対象者を「生活者としての外国人」としたが、回答の中では、外国につながるのある児童・生徒への学校教育における日本語教育に関しても、次のような意見が挙げられた。

- ・ 就学前の子どもへの日本語教育や日本の学校生活になじめるようにするための対応（プレスクール等）が必要。
- ・ 小・中学校での日本語教育の体制を強化することが必要。
- ・ 高校受験について、引き続きの柔軟な対応や、高校進学に向けた支援について、更なる周知を望む。

現在、県内の公立学校における外国につながるのある児童・生徒への日本語指導や学習支援等については、県及び市町村教育委員会により、担当教員の配置や指導協力者の派遣、就学や進学に際してのガイドの作成等の取組が行われている。

本県に暮らす外国につながるのある子どもの増加を踏まえ、今後、関係機関・団体等と学校・教育委員会との連携をさらに深め、取組の充実を図る必要がある。